



令和8年度

幼児教育・保育無償化について

この案内では、幼児教育・保育無償化に関する手続きや、必要な書類等について記載しています。内容をご確認の上、申請してください。

● もくじ ●

1. 無償化の対象となる児童とは？	P 1
2. なにが無償になるの？	P 2
3. 保育の必要性とは？	P 4
4. 無償化の制度を利用するために必要なこと	P 5
5. 預かり保育等の無償化給付費の請求について	P 8
6. よくある質問	P 9

● 対象施設等 ●

【幼稚園】 ※町外施設をご利用の場合は、いずれのタイプかお問い合わせください

・私学助成

町内対象園：一之宮相和幼稚園

・認定こども園（幼稚園部分）

町内対象園：湘南こども園、寒川さくら幼稚園、倉見幼稚園

・施設型給付

町内対象園：なし

・幼稚園預かり保育事業

・認可外保育施設（企業主導型保育事業等）

・一時預かり事業

・ファミリーサポートセンター事業

・病児保育事業

・児童発達支援施設等（他施設との併用可）

保育幼稚園課 保育幼稚園担当



寒川町

1. 無償化の対象となる児童とは？

①幼稚園（施設型給付・私学助成）、認定こども園（幼稚園部分）

満3歳～5歳児が対象となります。

保育所等は3歳になってから来る最初の4月から無償化の対象です。一方、幼稚園については入園できる時期に合わせて満3歳から無償化の対象となっておりますので、原則、**入園許可があって幼稚園に入園する児童はすべて無償化の対象となります。**（プレ保育等は除く）

学年齢（クラス）	生年月日
満3歳	令和5年(2023年)4月2日～令和6年(2024年)4月1日 (令和8年度中に満3歳となり幼稚園を利用する場合)
3歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日
4歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日
5歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日

②幼稚園預かり保育・一時預かり事業、認可外保育施設（企業主導型保育事業等）、ファミリーサポートセンター事業、病児保育事業、児童発達支援施設

(1) 3歳児から5歳児で「保育の必要性の認定(※1)」を受けている世帯 〔施設等利用給付認定2号認定〕

学年齢（クラス）	生年月日
3歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日
4歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日
5歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日

(2) 0歳児から2歳児で住民税が非課税の世帯かつ「保育の必要性の認定」を受けている世帯 〔施設等利用給付認定3号認定〕

学年齢（クラス）	生年月日
0歳児	令和7年(2025年)4月2日～令和8年(2026年)4月1日
1歳児	令和6年(2024年)4月2日～令和7年(2025年)4月1日
2歳児	令和5年(2023年)4月2日～令和6年(2024年)4月1日

認可保育所等・認定こども園・幼稚園（一部例外あり※2）に在籍している場合は、**対象外**です。

※1. 保育の必要性の認定について『3. 保育の必要性とは？（P4）』を参照ください。

※2. 通園する幼稚園の開所について、**年間開所日数200日未満・教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満の場合は対象となります。**詳細は「6. よくある質問 Q7（P10）」を参照ください。

2. なにが無償になるの？

2-① 保育料について

(幼稚園(施設型給付・私学助成)、認定こども園(幼稚園部分))

対象となるすべての児童において『**保育料**』に当たる部分が『**0(ゼロ)円**』となります。
ただし、幼稚園(私学助成)の場合は月額上限額25,700円(※1)の範囲になりますので、保育料及び入園料の月割額の合計が月額25,700円を超える幼稚園については、差額分を保護者が負担することになります。

通園送迎費	保護者負担
給食費	
行事費	
施設管理費	
保育料	無償化対象

『通園送迎費』『給食費(※2)』『行事費』『施設管理費』等の保育料以外の費用は、保護者の負担となります。

※1. 幼稚園(私学助成)の年間保育料は、**全国平均：308,000円**とされており、1年間(12か月)で割った金額から月額上限額は25,700円となっています。

※2. 給食費については、条件付きで一部補助対象となります。
詳細については、『2-④副食費について(P3)』を参照ください。

2-② 幼稚園預かり保育について

(施設型給付・私学助成・認定こども園(幼稚園部分))

幼稚園・認定こども園で実施されています。

補助を受けられるのは、保育の必要性があり、給付認定を受けている世帯が対象になります。
園・施設等に支払った利用料と上限額を比較し、低い額が給付されます。

月額上限額 2号：日額450円×利用日数 最大月額11,300円
3号：日額450円×利用日数 最大月額16,300円

2-③ 一時預かり事業等について

町内においては、以下の施設が無償化の対象となります。複数の施設の併用も可能です。

事業名	施設名	連絡先
一時預かり事業	さむかわ保育園	0467(75)0134
	旭保育園	0467(75)0773
	一之宮愛児園	0467(75)0729
	寒川湘南保育園	0467(75)9100
ファミリーサポートセンター事業	寒川町ファミリーサポートセンター	0467(75)7050
認可外保育施設	キッズライン(中元琴絵)	090(5107)2854
病児保育事業	【該当なし】	-

※無償化の対象となる認可外保育施設等は都道府県に届出を提出し、国が定める認可外保育施設の指導監督基準(監督の基準)を満たすことが必要です。

※ファミリーサポートセンター事業については、送迎のみの利用は対象外です。

※月額上限額は2号：37,000円、3号：42,000円となります。

※町外施設を利用の場合はお問合せください。

2-④ 副食費について

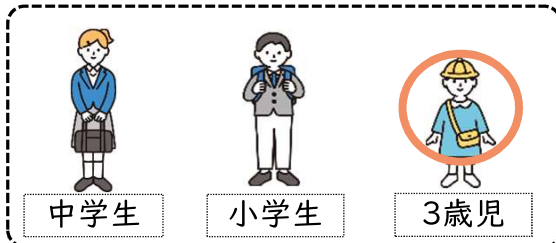
(施設型給付・私学助成・認定こども園(幼稚園部分))

『給食費のうち副食費(おかず・牛乳・おやつ等)』にあたる部分について、下記のいずれかに当てはまる児童については、免除または一部補助となります。

対象の児童

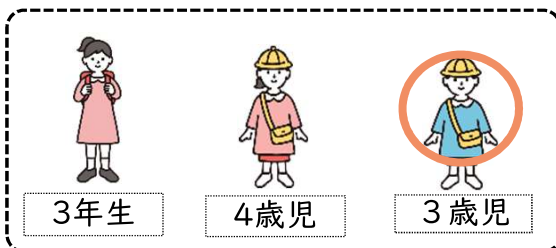
3歳児以上が免除対象となります。

1. 世帯年収360万円未満相当の児童



基準となる所得を下回っているため、きょうだいの順番に関わらず対象

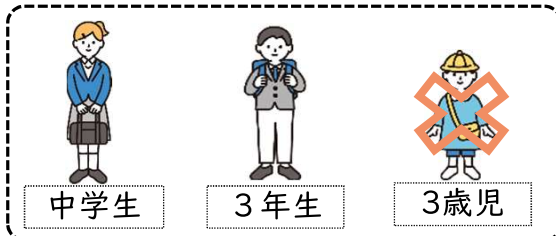
2. 小学校3年生以下の兄弟から数えて3人目以降になる児童。



収入に関わらず。小学3年生以下の兄弟が2人以上いる第3子以降の園児。第1子が小学4年生になると対象外。

対象外の児童

1. 世帯年収360万円以上相当の児童



全体としては第3子だが、小学3年生以下としては第2子のため対象外

副食費免除および補助対象者には、令和8年3月末(4月から8月分まで)と令和8年8月末(9月から3月分まで)に個別に通知します。

全額免除となる施設

認定こども園(幼稚園部分)、幼稚園(施設型給付)

副食費対象分を町から直接幼稚園に支払います。幼稚園から請求される主食分のみお支払いください。

一部補助となる施設

幼稚園(私学助成園)

副食費対象分について主食分と併せて、直接幼稚園にお支払いください。その後施設から渡される領収書(兼提供証明書)をもって、請求の手続きを行ってください。請求額には月額上限がありますので、超える分については保護者が負担することになります。

請求の方法については『6.よくある質問 Q5(P10)』を参照ください。

3. 保育の必要性とは？

保護者等が、以下のような状況により保育を必要とする場合に、町は保育の必要性を認定します。

保育の必要性	必要性の詳細	
就 労	認定期間	就労している期間
	月64時間以上の就労をしている場合	
妊娠・出産	認定期間	産前休暇開始日（産前6週）が属する月の初日から産後休暇終了日（産後8週）の翌日が属する月の末日まで
	※切迫早産等により認定期間より前に保育の必要性が生じた場合は、診断書の提出が必要です。	
疾病・障がい	認定期間	療養の必要がなくなった日が含まれる月の末日まで
	保護者が負傷しているもしくは疾病がある、または、身体・精神等に障がいを有しており保育が困難な場合	
介護・看護 (同居の場合)	認定期間	介護・看護の必要がなくなった日が含まれる月の末日まで
	同居している親族に、長期にわたって疾病や身体・精神等に障がいを有している人がいるため、保護者が常時介護・看護を行っている場合 ※長期入院している場合も含まれます。	
災害復旧	認定期間	災害による被害の復旧が完了した日が含まれる月の末日まで
	火災・風水害・地震により、家を失ったり破損した等により、保護者が災害復旧にあたる場合	
求職活動	認定期間	認定開始日から起算して90日目が属する月の末日までの期間
	求職活動中（起業準備中含む）※児童1人につき原則1回のみとなります。 ※起業準備において『4-⑤要件を証明する書類について（P7）』の 自営中心者の書類3カ月分を提出できる方は就労として申請できます。	
就 学	認定期間	通学期間中
	保護者が就労するために月64時間以上の就学をしている。 (大学や専門学校、職業訓練校等)	
育児休業	認定期間	育児休業の対象となる児童が1歳に到達する前月の末日まで
	育児休業取得時に、既に保育施設等を利用している児童がおり、継続利用が必要であると認められる場合	
虐待・DV	認定期間	保育が必要と認められる期間
	虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）の可能性があり、家庭で保育が困難な場合	

保育の必要性の要件が変わる際は、そのたびに町保育幼稚園課への届け出が必要です。届け出なく要件を変更していた場合や虚偽の申請があった場合は、**給付額を返金していただく場合があります**のでご注意ください。また、手続き方法は施設の類型により異なる場合がありますのでお問合せください。

4. 無償化の制度を利用するために必要なこと

4-① 給付認定申請について

無償化対象施設を利用する際には給付認定を受ける必要があります。

給付認定とは、無償化や預かり保育等の補助事業を利用するために必要な手続きで、保護者が給付認定申請を行う必要があります。

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）等を利用する際には『1号認定』を受ける必要があります、幼稚園の預かり保育または一時預かり事業等を利用する際には『2号認定（3～5歳児）・3号認定（0～2歳児であり非課税世帯）』を受ける必要があります。

どちらの認定も**利用を開始する前**に、町保育幼稚園課に申請し、認定を受けてください。認定を受ける前に利用した分については、**無償化の対象とはなりませんので、ご注意ください。**

※認定に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りがないことをご確認のうえ、提出してください。（提出した書類は返却できません。）

なお、幼稚園等を経由して町保育幼稚園課に提出する場合は、個人情報保護のため **封入・封緘**のうえでご提出ください。

4-② 給付認定保護者について

給付認定申請を行い、給付認定を受けることとなった場合、書類『給付認定申請書』の「②申請者（給付認定保護者となる者）」欄に記載のある保護者が「給付認定保護者」となります。

認定後に申請や届出等の手続きができるのは、原則、給付認定保護者のみとなります。

※給付認定保護者は幼稚園・認定こども園に提出する資料の保護者名と統一してください。

※きょうだい児がいる場合は、原則、同じ保護者で申請してください。

4-③ 提出書類について

1号認定を受ける場合に提出する書類

☐ ①給付認定申請書	表面のみ記入してください。
☐ 本人確認書類	「4-④ マイナンバーの提出について（P6）」を確認のうえ、用意してください。

2号認定・3号認定を受ける場合に提出する書類

☐ ①給付認定申請書	両面を記入してください。
☐ 本人確認書類	「4-④ マイナンバーの提出について（P6）」を確認のうえ、用意してください。
☐ 保育の必要性を証明する書類	「4-⑤ 要件を証明する書類について（P7）」を確認のうえ、用意してください。

要件を証明する書類等の提出がない場合は、2号・3号認定はできません。

申請に必要なすべての書類の提出が完了した段階で認定をすることができます。

また、認定開始は次のいずれか遅い方の年月日からとなります。

- ・申請書等すべての書類の提出が完了した日
- ・保育を必要とする事由が発生する日（就労開始日等）

遡っての申請および認定はできませんので、保育を必要とする事由が発生する前に申請するようにしてください。

4-④ マイナンバーの提出について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、「給付認定申請書」に、個人番号（マイナンバー）の記載が必要になります。

「給付認定申請書」を提出の際は、マイナンバーを記載していただくとともに、本人確認に係る「番号確認」と「身元確認」が必要となりますので、次の書類を窓口にご持参いただきますようお願いいたします。

必要なもの

☐ 申請に係る児童	①番号確認書類
☐ 申請者 (給付認定保護者となる者)	①番号確認書類 ②身元確認書類

● 確認書類とは

①番号確認書類

いずれか1点
・マイナンバーカード（裏面） ・通知カード ・マイナンバーカードが記載された住民票の写し（または住民票記載事項証明書）

②身元確認書類

いずれか1点で可能なもの（顔写真付きの公的証明書）	
・マイナンバーカード（表面） ・パスポート ・運転免許証 ・在留カード	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 等
いずれか2点必要なもの（A2点またはA1点+B1点）	
A 顔写真なしの公的証明書 ※「氏名」「生年月日か住所」の記載があるもの ・保険証 又は 資格確認書 ・印鑑登録証明書 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等	B 顔写真付きの証明書 ※顔写真の掲載があるもの ・学生証 ・法人が発行した証明書 ・公的機関発行の資格証明書 等

● 提出の際の注意点

施設経由での申請の際は**給付認定申請書、番号確認書類の写し等を封筒に入れ、しっかり封をして提出してください**

町保育幼稚園課の窓口にご提出の際は、**封入・封緘**は必要ありません。

4-⑤ 要件を証明する書類について

書類名称		内 容		添付書類	
要件を証明する書類	就 労	⑤就労証明書 ※書類の有効期間は証明日から概ね2カ月以内	【会社員・公務員・派遣社員・パート等】 就労・復職・産前産後休暇・育児休業の取得状況の確認に使用します。 ※雇用されている場合は勤務先等に作成を依頼してください。		
			【自営業・個人事業主・自営補助】 就労状況の確認に使用します。 ※継続して働いていることがわかる書類（3カ月分）の提出必須 ※株式会社、有限会社、合同会社等の法人登記されている場合は添付書類の提出は不要です。		左表から1点 （3カ月分）
			継続して就労していることが分かる書類(3カ月分)		
			自営中心者	自営協力者	
			☐ 仕入伝票 ☐ 請求書・領収書 ☐ 契約書 等 ※取引先との関わりがあるもの	☐ 給与明細書 ☐ 出勤の記録 ☐ その他 (上記に代わるもの)	
	タイムスケジュール表 (※任意書式可)	ダブルワークや自営業もしくは内職等で、就労時間が固定ではない、もしくは分散する場合に上記の書類と併せて提出してください。 ※書式は任意（町保育幼稚園課でもご用意しております。）			
	妊 娠 ・ 出 産	母子健康手帳の写し	出産予定日等の確認に使用しますので、表紙と出産予定日が記載されているページの写しを提出してください。 ※別の要件で認定後に出産予定がある方も提出が必要です。		
		診断書 もしくは母性健康管理指導事項連絡カード	妊娠・出産を事由とした入院や療養の必要がある場合は提出してください。 ※切迫早産等で原則3カ月以上の入所期間を必要とする場合は必須		
	疾 病 ・ 障 が い	各種手帳 もしくは受給者証の写し	障がい内容の確認に使用します。		
		診断書 (3カ月毎の提出必須)	疾病状況等の確認に使用します。 「保育の必要がある理由」の記載が必要です。 (診断内容のみの診断書は不可)	入院計画書や通院状況を確認するため医療費領収書等写しの提出を依頼することがあります。	
	介 護 看 護	⑥介護(看護)申立書	介護が必要な状況の確認に使用します。		入院計画書や通院状況を確認するため医療費領収書等写しの提出を依頼することがあります。
タイムスケジュール表 (※任意書式可)		介護・看護に携わる時間等の確認に使用します。			
就 学	学生証もしくは入学許可証等の写し	就学状況の確認に使用します。			
	タイムスケジュール表 (※任意書式可)	月64時間以上の就学が必要になりますので、必ず時間割りや受講時間の分かる書類をご提出ください。			
求 活 職 動	①給付認定申請書の裏面	要件に該当する場合は申請書裏面の求職活動者欄にご署名ください。 ※求職活動の認定は児童1人につき原則1回のみとなります			
そ の 他	状況を証明する書類	災害復旧に当たっていること、児童虐待が行われている（行われるおそれがある）またはDVによりお子さんの保育を行うことが困難であること等の確認に使用します。			

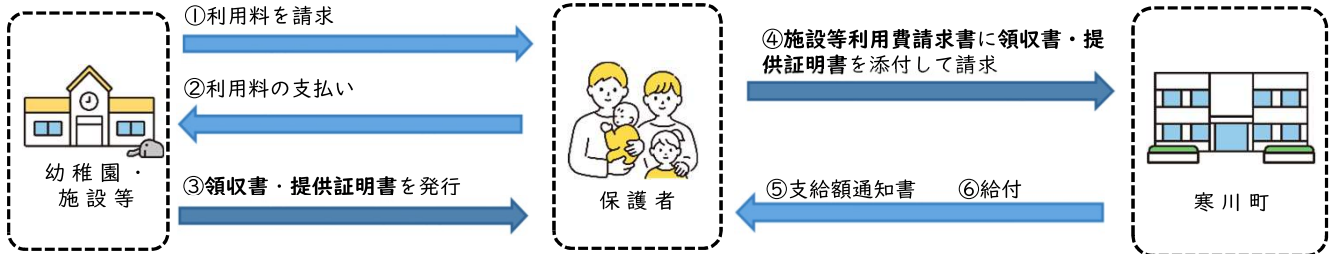
※上記の必要書類の他、状況によって追加で書類提出のお願いや確認のご連絡をさせていただく場合があります。
※就労証明書等の指定書式(書式名に番号が振られているもの)は寒川町のホームページよりダウンロードできます。
また、町保育幼稚園課窓口でもお配りしております。

5. 預かり保育等の無償化給付費の請求について

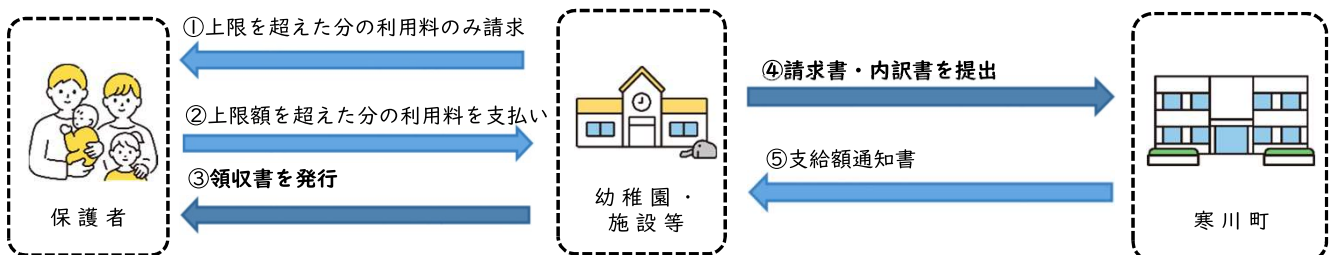
● 給付方法について 幼稚園預かり保育（施設型給付・私学助成・認定こども園（幼稚園部分）） 一時預かり事業

「保育の必要性の認定」を受けた児童（2号認定・3号認定）が「幼稚園預かり保育」や「一時預かり事業等」を利用した際に支払った利用料について利用実績に応じた額を給付します。給付方法には「償還払い」と「代理受領」の2種類の方法があります。給付方法により、保護者が行う手続きにも違いがございますのでご確認ください。

【 利用料補助イメージ（償還払い） 】 保護者が施設に利用料を支払い、町に請求手続きを行うことで給付されます。



【 利用料補助イメージ（代理受領） 】 施設は上限を超えた分のみ保護者に請求するため、保護者の請求手続きは不要です。上限額は『2-②幼稚園預かり保育について（P2）』を参照ください。
※幼稚園預かり保育のみ



※手続きの方法は、施設ごとで決まっているためどちらかを選ぶことはできません。
対象の施設がどちらの手続き方法かご確認ください。

※「一時預かり事業」利用の施設は、すべてが無償化対象施設ではありませんのでご確認ください。
無償化対象施設ではない施設については、利用料の請求はできません。

● 請求期限について（幼稚園預かり保育・一時預かり事業）

利用料の請求可能期限は、**利用した月の翌月1日から2年間**です。
請求可能期限の最終日が**閉庁日の場合は翌開庁日**となります。

例 パターン①令和8年4月1日から令和8年4月30日の利用分
請求可能期間：令和10年4月30日

パターン②令和8年9月1日から令和8年9月30日の利用分
請求可能期間：令和10年10月2日（※令和10年9月30日が土曜日のため）

6. よくある質問

Q1. 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）を利用開始後、寒川町外へ転出する場合は、どのような手続きが必要ですか？

- 利用をやめる場合・・・『給付認定取消申請書』を町保育幼稚園課へ提出してください。
併せて『支給認定証』の交付を受けていた場合は返還をしてください。
- 利用を続ける場合・・・『給付認定取消申請書』を町保育幼稚園課へ提出してください。
併せて『支給認定証』の交付を受けていた場合は返還をしてください。
その後、速やかに**転入した市区町村で新たに認定を受ければ**、利用を続けることができます。

Q2. 幼稚園を利用しており、保育の必要性の認定（2号）を受けていましたが退職をしました。どのような手続きが必要ですか？

利用している幼稚園の類型により提出する書類が異なります。

【私学助成】

- 再就職をしない場合・・・『給付認定申請書』を保育幼稚園課へ提出し、1号認定へ変更する必要があります。
- 求職活動後再就職する予定の場合・・・『給付認定申請書』を町保育幼稚園課へ提出し、保育の必要性を『就労』から『求職活動』へ変更する必要があります。認定期間に限りがありますので詳しくは『3. 保育の必要性とは？（P4）』を参照ください。
『求職活動』の認定は児童1人につき原則1回のみとなります。

【施設型給付、認定こども園（幼稚園部分）】

- 再就職をしない場合・・・『給付認定取消申請書』を保育幼稚園課へ提出し、2号認定の取消しをする必要があります。
- 求職活動後再就職する予定の場合・・・私学助成園と同様です。

Q3. 利用料（保育料）以外の費用も無償化の対象ですか？

利用料（保育料）以外の実費は無償化の対象外となるため負担していただきます。

例えば、『通園送迎費』『給食費』『教材費』および『行事費』等の実費負担部分や、施設整備等のための費用は負担していただくことになります。入園・通園にかかる費用の詳細については、直接、施設に確認したうえでお申し込みください。

Q4. 幼稚園預かり保育の請求は毎月手続きが必要ですか？

まとめて請求手続きをしていただけます。

ただし、**利用した月の翌月1日から2年間で請求可能期間となります**のでお忘れのないように請求をお願いいたします。期間以降はいかなる理由があっても請求できません。

※請求可能期間について個別に通知等はいたしません。

※請求可能期間終了日が閉庁日の時は**翌開庁日**が請求可能期間終了日となります。

Q5. 副食費はどのような方法で免除、または一部補助されますか？

利用している幼稚園の類型により異なります。

【施設型給付、認定こども園（幼稚園部分）の場合】

副食費対象分を町から直接幼稚園に支払います。**そのため対象者は全額免除になります。**
幼稚園から請求される主食分のみ、幼稚園にお支払いください。

【私学助成の場合】

- 副食費対象分についても主食分と併せて、直接幼稚園にお支払いください。
お支払いいただくと、施設から領収書（兼提供証明書）を渡されます。請求手続きに必要な書類となります。
- 次のものを持って、町保育幼稚園課にて請求手続きをしてください。**請求期間には期限がございますのでご確認ください。**
 - ① 領収書（兼提供証明書）※利用施設から渡されたもの
 - ② 副食費徴収免除のお知らせ
 - ③ 振込口座指定届（※初回申請時必須。以後は振込先を変更したい時に提出）
- 審査後、支給決定された給付金が指定の口座に町保育幼稚園課から振込まれます。
支給額には上限がございますので、上限を超えた分は保護者負担となります。

※私学助成の注意事項

支給決定額は、**お支払い分ではなく実食日数分となるため一部補助になります。**

（例）副食費の月額お支払額 4,400円（220円×20日分）

実食日数が15日の場合は、220円×15日分＝3,300円が補助額となります。

※副食費補助上限額は年度毎に異なります。

※副食費の日額は施設により異なります。

Q6. 副食費一部免除の請求は毎月手続きが必要ですか？

まとめて請求の手続きをしていただくことも可能です。

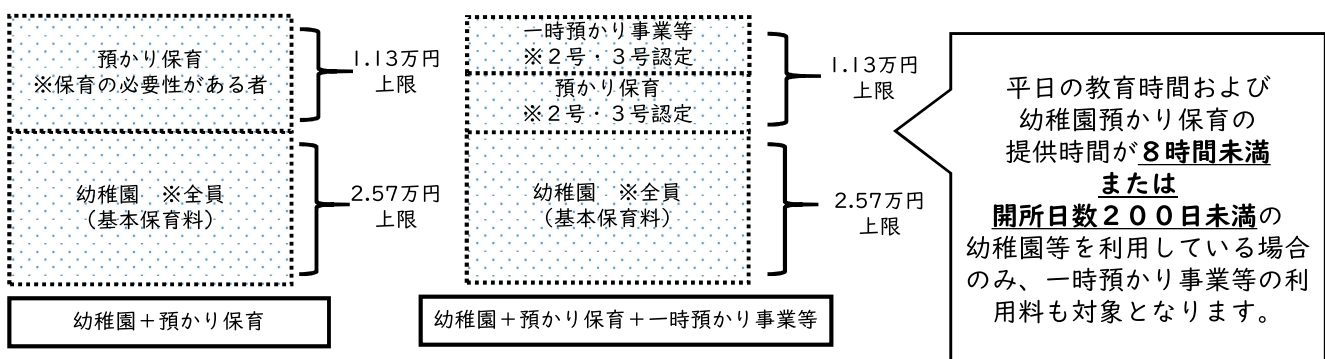
令和9年4月中旬までが請求可能期間となりますのでお忘れのないように請求をお願いいたします。

期間以降はいかなる理由があっても請求できません。

※請求可能期間については、補助対象となったときにお知らせをお送りしますのでご確認ください。

Q7. 幼稚園に入園していますが、長期休暇中等に他施設の一時預かり事業等を利用する場合も無償化の対象になりますか？

通園する幼稚園が**年間開所日数200日未満または教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満の場合かつ2号・3号認定を受けている場合**のみ、幼稚園預かり保育に係る補助額の上限額から幼稚園預かり保育の補助額を差し引いた残額を上限として、一時預かり事業等の利用料も補助の対象となります。



※寒川町内には一時預かり事業等を併用できる幼稚園はありません。

